

令和 5 年 1 月 1 6 日

南相馬市農業委員会
1 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和5年1月16日(月) 午後1時35分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	欠	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 天野 浩一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 小谷津弘隆

原町区 佐藤 光政

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹

②主 査 小守 愛

③副主査 米本 一樹

④主 事 平田 幸子

農政課

副主査 穴戸 達弥

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 1 号	農業経営基盤強化促進事業による買入協議の開催報告について
日程第 4	報告第 2 号	農地専門委員会の開催報告について
日程第 5	報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の貸借の解約の通知について
日程第 6	報告第 4 号	違反転用事案の報告について
日程第 7	議案第 1 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議案第 2 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 10	議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 11	議案第 5 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 6 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 13	議案第 7 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 8 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
日程第 16	議案第 10 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 17	議案第 11 号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時35分)

議 長 只今より、令和5年1月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は、9番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号13番委員、14番委員、15番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。12月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第3、報告第1号「農業経営基盤強化促進事業による買入協議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の15番委員からの報告を求めます。

15番委員 報告第1号についてご説明いたします。当日配布議案書の1ページになります。この案件は、去る令和4年12月8日に開催され不調に終わった所有権移転調整会議を受けて、市に対し買入協議の要請を行い、開催されたものです。

内容としては、去る1月6日午前10時より、南相馬市役所北庁舎1階、会議室1において、出し手、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局職員1名により開催いたしました。

協議内容ですが、出し手側から、前回の会議結果を受けて考えた結果、10アール当たり50万円を希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地は10アール当たり50万円で公社が購入することとなりました。売買代金は941万5,000円となり、公社手数料として9万4,100円を差し引き、支払い額は932万900円となります。この件は、議案第1号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第２号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員長からの報告を求めます。

委員長 それでは、農地専門委員会の開催報告を２件いたします。

まず、１件目は、議案書の３ページから５ページになります。開催日時は、令和４年１２月１５日定例総会終了後の午後３時１０分から、協議事項としましては、令和５年度の標準農作業料金を検討しました。出席者は、農地専門委員１２名中１２名、そのほか事務局から４名が出席しました。農地専門委員会で検討した結果、金額の変更はしないこととし、令和５年度標準農作業料金表（案）は、議案書５ページのとおりであります。この案をもとに令和５年１月に令和５年度標準農作業料金検討会議を開催することとし、検討結果を令和５年２月農業委員会定例総会に諮ることいたします。なお、１月２６日に関係部署集まりまして、最終的な価格設定を行うスケジュールでございます。

次に、２件目は、当日配布議案書の２ページから３ページになります。開催日時は、令和５年１月１１日午前１０時から、場所は小高区上根沢字四ツ栗地内、協議事項としまして、営農型発電設備に係る現地調査であります。この詳細につきましては、日程第１６、議案第１０号「農地法５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」の申請番号２４番の中で報告したいと思えます。以上であります。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、報告第３号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３号についてご説明いたします。議案書の７ページになります。今回２件の案件があります。いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第4号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第4号についてご説明いたします。議案書の8ページから9ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、昭和43年頃に住宅を新築した時から宅地への進入通路として使用しています。令和3年4月に追認の転用許可を得ましたが、息子の住宅を建築するにあたり再度確認したところ、転用許可を得ていない場所があることが判明したものです。

整理番号2番については、隣接する宅地に車の駐車スペースがなかったことから、平成20年頃にカーポートを設置し使用してきました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号3番については、昭和44年頃に住宅を建築した当時から通路として使用しています。今般、通路隣接地に住宅が建つため土地調査を行ったところ、転用許可を受けていないことが判明したものです。

整理番号4番については、令和元年に太陽光パネルを設置する目的で転用許可を受け、令和2年9月に工事が完了しましたが、転用申請時の土地利用計画図と公図に不整合があり、同地番内で許可を得ていない部分に太陽光パネルを設置してしまいました。パネル設置後の登記手続きの際に誤りが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、利用権設定関係の整理番号1番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、2番委員には、この間、退席をお願いします。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号 1 番の説明を求めます。

事務局 整理番号 1 番についてご説明いたします。議案書の 1 1 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 整理番号 1 番についてご説明いたします。議案書 1 1 ページになります。利用権設定が 1 件となっております。賃料は双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 2 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、事務局から議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 1 0 ページから 1 1 ページ及び当日配布議案書の 4 ページから 5 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第1号残りすべてにつきまして説明いたします。議案書の11ページ並びに当日配付議案書の5ページになります。所有権移転が1件、利用権設定が9件となっております。内容については記載のとおりです。なお、所有権移転の対価につきましては、先ほど報告第1号のとおり買入協議において決定したものです。また、利用権設定は双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第2号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。議案書の12ページから18ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第2号についてご説明いたします。議案書の12ページから18ページになります。原町区鶴谷地区における農用地利用規程の変更認定に当たり意見を求めるものです。変更箇所は17ページ、新旧対照表のとおりです。今回の変更内容は、農用地の利用集積目標の数値を変更しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 号についてご説明いたします。議案書の 19 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 号についてご説明いたします。議案書の 20 ページから 26 ページ、申請番号 1 番から 34 番について、詳細は記載のとおりです。補足ですが、申請番号 2 番から 34 番はいずれも営農型太陽光発電設備に関連して土地の使用貸借権及び区分地上権、地役権を設定するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。議案書の27ページから28ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号2番は報告第4号整理番号1番の追認を得るための案件、申請番号3番は報告第4号整理番号2番の追認を得るための案件です。申請番号4番は農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から2カ月間となっております。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。まず、申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第5号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。申請事由に記載のとおりであり、農業用倉庫等を整備するための転用案件になります。去る1月7日午後1時45分頃より、申請人から目的と内容を再確認の上、現地調査しました。現地は県道258号線より南へ約80メートル進入した平坦地で住宅3戸が隣接しているところです。調査項目に基づいて精査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号2番について、15番委員。

15番委員 議案第5号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第4号整理番号1番関連案件であります。現地案内図は2ページ、申請内容は記載のとおりです。去る1月8日午前9時より、申請者から現地において説明を受け、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号3番について、4番委員。

4番委員 議案第5号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第4号整理番号2番関連案件であります。現地案内図は3ページになります。去る1月7日午前9時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査をいたしました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号4番について、3番委員。

3番委員 議案第5号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。去る1月13日午前10時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。議案書29ページ、申請番号1番について、転用事業者、土地の表示、事業計画変更の理由は記載のとおりです。この案件は報告第4号整理番号4番及び議案第10号申請番号1番との関連です。太陽光発電設備を設置する目的で令和元年に許可を受け、令和2年に工事が完了していますが、転用申請時の土地利用計画図と公図に不整合がありました。

詳細ですが、許可を受けた土地は14番7の2,079平方メートルのうち1,055平方メートルであり、許可後、14番7は14番7と14番12に分筆され、14番7は1,055平方メートル、14番12は1,024平方メートルとなりました。

しかし、14番7は1,055平方メートルのうち42平方メートルに転用許可が出ておらず、14番12の1,024平方メートルのうち42平方メートルに転用許可が出ている状態で、42平方メートルの面積のずれが生じております。このうち、14番12の42平方メートルは令和4年5月に取消許可済です。残る14番7の1,055平方メートルのうち許可を得ていない42平方メートルの面積に対して許可を受けるものであります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、11番委員。

1 1 番委員 議案第 6 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 5 ページです。去る 1 月 7 日午前 1 0 時頃より行政書士立会いのもと現地調査を行いました。申請事由は只今の説明のとおりでございます。調査書の調査項目に基づき、代理行政書士からの聞取り、また現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 7 号についてご説明いたします。議案書の 3 0 ページから 3 2 ページ、申請番号 1 番から 7 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号 1 番は報告第 4 号整理番号 3 番の追認を得るための案件であり、申請番号 2 番から 7 番は用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 7 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告 4 号整理番号 3 番関連案件であります。現地案内図は 6 ページです。去る 1 月 9 日午前 1 0 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。昭和 4 4 年に新築した住宅の進入道路として現在まで使用してきました。この度、境界を確認したところ、この進入道路は農地法の転用許可を得ないことが判明し、追認を受けるための転用申請となります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上であります。

議 長 次に、申請番号 2 番、4 番、7 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 7 号申請番号 2 番、4 番、7 番について一括して報告します。現地案内図は 7 ページになります。去る 1 月 13 日午前 11 時頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 3 番、5 番、6 番について、4 番委員。

4 番委員 議案第 7 号申請番号 3 番、5 番、6 番について一括して現地調査の報告をいたします。現地案内図は 7 ページになります。去る 1 月 11 日午後 1 時 30 分頃より、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号 1 番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第 31 条の規定により、天野推進委員には、この間、退席を願います。暫時休議いたします。

 （休議）

議 長 再開します。事務局より、申請番号 1 番の説明を求めます。

事務局 議案第 8 号についてご説明いたします。議案書の 33 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、

18番委員。

18番委員 議案第8号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る1月10日午前9時45分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 天野推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、議案第8号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」の残り2件について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第8号の残り全てについてご説明いたします。議案書の33ページから34ページ、申請番号2番、3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号2番及び3番は、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告になりますが、9番委員が欠席のため、申請番号2番は事務局から報告を願います。

事務局 申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページになります。去る1月14日午前10時40分頃より、譲受人代理人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人代理人からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、申請番号３番について、１２番委員。

１２番委員 議案第８号申請番号３番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は１０ページになります。申請事由に記載のとおり、野立型太陽光発電設備に係る転用案件でございます。去る１月７日午後１時１５分頃より、譲渡人、そして代理人行政書士の立会いのもとに現地調査を行いました。申請地は県道３４号線に沿って排水路が完備されたところです。さらに、調査項目に基づき、状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第１５、議案第９号「農地法第５条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第９号についてご説明いたします。議案書の３５ページ、申請番号１番から３番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号１番について、１５番委員。

１５番委員 議案第９号申請番号１番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は１１ページです。申請内容は記載のとおりです。去る１月９日午後１時３０分より、行政書士代理人から現地で説明を受け、調査書の調査項目に基づき聞き取り調査をいたしました。立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、申請番号２番になりますが、９番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 申請番号2番について現地調査の報告をいたします。去る1月14日午後1時頃より、設定人及び被設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号3番について、5番委員。

5番委員 申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページになります。去る1月11日午前8時より、設定人立会いのもと現地調査いたしました。調査書の調査項目に基づき、設定人から聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第10号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。議案書の36ページから45ページ、申請番号1番から24番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

 申請番号1番は、報告第4号整理番号4番及び議案第6号申請番号1番の関連であり、既に設置されている太陽光発電施設の敷地について、転用許可を得ていない部分の許可を受けるための申請となっております。

 申請番号2番から7番は、第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請になります。なお、申請番号3番及び5番は所有権移転と貸借権設定の複合となっております。

 申請番号8番から23番はいずれも議案第4号の関連であり、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請です。転用期間は10年間、営農作物についてはいずれもヒサカキです。

 申請番号24番は、既に許可を受けている営農型太陽発電所の一時転用期間の

更新であり、申請年数は１０年、営農作物はミョウガです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号１番から４番について、１１番委員。

１１番委員 議案第１０号申請番号１番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は５ページになります。去る１月７日午前１０時頃より代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。申請理由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準も満たしていると判断いたしました。

次に申請番号２番を報告いたします。現地案内図は１４ページになります。去る１月７日午後３時より代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

次に、申請番号３番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は１４ページになります。去る１月７日午後３時１０分頃より代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

次に申請番号４番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は１４ページになります。去る１月７日午後３時２０分頃より代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地等の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 次に、申請番号５番及び６番について、１８番委員。

１８番委員 議案第１０号申請番号５番及び６番の現地調査の結果を一括して報告いたします。現地案内図は１５ページ及び１６ページのとおりです。去る１月１０日午前９時４５分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断しました。

なお、申請番号６番は敷地内に立木が６本あり、指導の結果、事前に伐採したので、結論として両方とも立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断しました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号７番について、１番委員。

1 番委員 議案第 10 号申請番号 7 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 17 ページです。去る 1 月 13 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 8 番から 10 番について、現地調査委員を代表しまして、11 番委員から報告をお願いします。

11 番委員 議案第 10 号申請番号 8 番について現地調査の報告をいたします。議案第 4 号申請番号 2 番、3 番関連になります。現地案内図は 18 ページです。去る 1 月 7 日午後 2 時 15 分頃より、行政書士立会いのもと 10 番委員と私の 2 名で現地調査しました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。なお、パネル下利用面積 414 平方メートルにヒサカキを 1.8 メートル間隔で 56 株、余剰地に南天 9 株を植え付ける予定とのことです。

次に申請番号 9 番について現地調査いたします。議案第 4 号申請番号 4 番、5 番関連になります。現地案内図は 19 ページです。去る 1 月 7 日午後 2 時 30 分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を 10 番委員と私の 2 名で行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。なお、パネル下利用面積 562 平方メートルにヒサカキを 1.8 メートル間隔で 70 株、余剰地に南天 28 株を植え付けの予定とのことです。

次に申請番号 10 番について現地調査の報告をいたします。議案第 4 号申請番号 6 番、7 番関連になります。現地案内図は 18 ページになります。1 月 7 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を 10 番委員と私の 2 名で行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。なお、パネル下利用面積 515 平方メートルにヒサカキを 1.8 メートル間隔で 72 株、余剰地に南天 12 株を受け付け予定とのことです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 11 番から 14 番について、現地調査委員を代表しまして、12 番委員から報告をお願いします。

12 番委員 議案第 10 号申請番号 11 番について現地調査の報告をいたします。本案件は

議案第4号申請番号8番、9番、10番関連になります。現地案内図は20ページになります。申請内容と申請事由は記載のとおりです。去る1月12日午後2時45分頃より、代理人行政書士立会いのもと7番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請、事業計画内容等々の確認、そして現地の状況等を調査した結果、現地は保全管理されており、さらに南相馬市の設置等の考え方に特段問題なく、適正であると判断をいたしました。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性については、認定通知書、同意通知書、設置回答書等を受けております。さらに、土地利用計画書、営農者より営農計画書、申請関係者3名より当委員会あてに7項目の念書が提出されており、問題はなく一般基準を満たしていると判断しました。

次に申請番号12番について現地調査の報告をいたします。本案件は議案第4号申請番号11番と12番に関連する案件です。現地案内図は21ページになります。申請内容と申請事由は記載のとおりです。去る1月12日午後3時5分頃より、代理人行政書士立会いのもと7番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請、事業内容等々を確認し現地の状況等を調査した結果、農地は保全管理されており、南相馬市の設置等の考え方に特段問題なく、適正であると判断しました。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性でございますが、認定通知書、同意通知書、設置回答書等を受けております。さらに、土地利用計画図、営農者より営農計画書、申請関係者3名より当委員会あてに7項目の念書が提出されております。問題はなく、一般基準を満たしていると判断しました。

次に議案第10号申請番号13番について現地調査報告いたします。本案件は議案第4号申請番号13番及び14番の関連案件です。現地案内図は22ページです。申請内容と申請事由は記載のとおりでございます。去る1月12日午後2時15分頃より、代理人行政書士立会いのもと7番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請、事業計画等々の確認、現地の状況等を調査した結果、保全管理はされており、さらに南相馬市の設置等の考え方に特段問題なく、適正であると判断しました。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性は認定通知書、同意通知書、設置回答書等々を受けております。さらに、土地利用計画図、営農者より営農計画書そして申請関係者3名より当委員会あてに7項目の念書が提出され、問題はなく一般基準を満たしていると判断しました。

最後に申請番号14番の現地調査の報告をいたします。本案件は議案第4号申請番号15番及び16番の関連案件です。現地案内図は23ページです。申請内容と申請事由は記載のとおりです。去る1月12日午後1時50分頃より、代理人行政書士立会いのもと7番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請、事業内容等々の確認し現地の状況等を調査した結

果、保全管理されており、さらに南相馬市の設置等の考え方に照らして特段問題はない、適正であると判断しました。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性は、この案件も認定通知書、同意通知書、設置回答書等々を受けております。加えて、土地利用計画図、営農者より営農計画書、そして申請関係者3名より当委員会あてに7項目の念書が提出されており、問題はなく一般基準を満たしていると判断しました。

皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上4件の現地調査報告になります。

議 長 次に、申請番号15番から18番について、現地調査委員を代表しまして、18番委員から報告をお願いします。

18番委員 議案第10号申請番号15番から18番について現地調査の結果を一括して報告いたします。現地案内図は24ページ及び25ページのとおりです。去る1月12日午前9時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと私及び14番委員と現地調査を行いました。本案件は、営農型太陽光発電設備の設置のための申請になります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、4件すべて立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断しました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 次に、申請番号19番から23番について、現地調査委員を代表しまして、17番委員から報告をお願いします。

17番委員 議案第10号申請番号19番について現地調査の報告をいたします。議案第4号申請番号25番、26番の関連案件となります。現地案内図は26ページです。去る1月14日午前10時15分頃より、設定人及び被設定人代理人立会いのもと、9番委員と2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人代理人からの聞取り、また現地状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしており許可相当と判断しました。

次に、申請番号20番の現地調査報告いたします。議案第4号申請番号27番、28番の関連案件となります。現地案内図は27ページです。去る1月14日午前10時50分頃より、設定人及び被設定人代理人立会いのもと、9番委員と2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人代理人からの聞取り、また現地状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしており許可相当と判断しました。

次に、申請番号21番について現地調査報告いたします。議案第4号申請番号29番、30番の関連案件になります。現地案内図は28ページになります。去

る1月14日午前9時55分頃より、設定人及び被設定人代理人立会いのもと9番委員と2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人代理人からの聞取り、また現地状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしており許可相当と判断しました。

次に、申請番号22番について現地調査報告をいたします。議案第4号申請番号31番と32番の関連案件となります。現地案内図は29ページになります。去る1月14日午前10時30分頃より、設定人及び被設定人代理人立会いのもと9番委員と2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人代理人からの聞取り、また現地状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしており許可相当と判断しました。

次に、申請番号23番の現地調査報告をいたします。議案第4号申請番号33番、34番の関連案件となります。現地案内図は29ページになります。去る1月14日午前10時20分頃より、設定人及び被設定人代理人立会いのもと9番委員と2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人代理人からの聞取り、また現地状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしており許可相当と判断しました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 次の申請番号24番については、農地専門委員会で現地調査を行っていますので、農地専門委員長から報告を願います。

委員長 議案第10号申請番号24番について農地専門委員会で現地調査したので報告いたします。本日配付した議案書3ページになります。開催日時は令和5年1月11日午前10時より、小高区上根沢字四ツ栗地内です。出席者は農地専門委員12名中9名、県相双農林事務所企画部指導調整課から2名、事務局から2名の計13名で調査しました。協議概要は、営農型太陽光発電の一時転用許可の更新に係る5条貸借権設定案件について、農地専門委員会が現地に赴いて調査を行いました。

議案書43ページから45ページ、「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」の議案第10号申請番号24番の調査内容は議案書に記載のとおりです。現地案内図は30ページです。被設定人が営む小高区上根沢字四ツ栗地内の発電所は、令和5年2月23日で一時転用許可の期間が満了するため、更新10年の申請書が提出されました。同時に提出された令和4年度の営農状況報告書では、パネル下部の農作物の収量が規定の80パーセントに満たない63.5パーセントで報告されました。被設定人は県との事前協議を令和4年11月に行い、太陽光パネル下部以外の農地での営農について改善策を相談しています。

このことから、農業経営からの視点では、持続可能な安定的な経営をしているか疑問であるため、更新期間10年は妥当ではない。ただし、前回更新時からすると営農状況が改善されていることから、努力を認める点がある。このことから、経過観察のための3年間の許可を認める意見を提出したいとしました。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

11番委員 申請番号24番と同じ行政区に営農型太陽光発電がもう1か所があります。水田を利用した営農型が更新済なのかどうか伺います。

委員長 平成29年に申請して5年経過しました。この度、一時転用期間が満了するため10年で申請されました。農地専門委員会では、10年は少し長すぎると意見がありました。営農として100パーセント収穫されず、まだ60数パーセントです。これを踏まえ、5年という意見もありましたが、3年が妥当という結果でした。

 というのは、農業委員会では前回、2回目で「1年」と県へ報告しました。県では3年間で許可しました。今回、農地専門委員会、農業委員会で3年間で判断しても、県では5年間で許可するのではないかと想定し、3年間としました。今回の調査場所はこの地区だけです。他の場所はまだです。申請時期が違うと思いますので今回はこの場所のみ調査しました。

議 長 11番委員、よろしいですか。

11番委員 分かりました。

議 長 他に質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第11号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第11号についてご説明いたします。当日配布議案書の6ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農

地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、2番委員から報告をお願いします。

2番委員 議案第11号申請番号1番から5番について現地調査を報告します。当日配布議案書6ページ、現地案内図は31ページから34ページです。去る1月6日午後1時30分より、7番委員と私の農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名の計4名で現地調査を行いました。

先ず、申請番号1番の現地案内図は31ページです。当該地は小高区片草字八幡地区内にあり、県道から西方向に入った山林、傾斜地の場所にあります。現地までの道も山林化し、進入が困難であるうえに当該地も山林化しております。周辺の耕作状況や立地場所を加味しても、農地としての継続利用や再生不可能であるため、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号2番です。現地案内図は32ページになります。小高区片草字荒神前地区内で周囲に住宅地もあります。耕作され管理されている農地にも隣接しています。しかし、当該農地に限りましては、周囲の状況に比べ、10年以上不耕作していたためか現在は雑木も極めて多く原野化しています。現況は、農地として再生困難で継続利用が不可能と判断し、非農地と判断しました。

次に、申請番号3番及び4番です。現地案内図は33ページになります。当該地は小高区吉名字地藏堂地区内にあり、小高小中学校の南方向の高台の場所にあります。現地までの道もなく、山林化も進行しています。現地は数10年間不耕作のため山林化し、農地として再生困難で継続利用も不可能であるため、非農地と判断しました。

最後に申請番号5番です。現地案内図は34ページです。当該地は小高区吉名字白山、白旗平地区内にあり、小高産業技術高校の敷地の南方向にあります。当該地はがけ地あるいは急勾配な傾斜地にあります。数10年間不耕作のため山林化し、原野化も進んで周囲の耕作状況や立地場所を加味しても農地としての再生が困難で継続利用も不可能なため、非農地と判断しました。以上、申請番号1番から5番まで各5件の現況確認申請について現地調査報告させていただきます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告４件、及び議案１１件、合わせて１５件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の１月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後２時５５分)

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和５年２月１５日

議事録署名人（１３番・ワカスギ ユウジ）

議事録署名人（１４番・ウメムラ マサトシ）

議事録署名人（１５番・ツカノ クニヨシ）
